

令和 5 年 4 月 14 日

第 3 回南知多町議会臨時会会議録

1 議 事 日 程

4 月 1 4 日

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 提出案件の概要説明
- 日程第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（日間賀小学校体育館における児童の転倒事故））
- 日程第 5 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 6 議案第 31 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 7 議案第 32 号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日程第 8 議案第 33 号 令和 5 年度南知多町一般会計補正予算（第 1 号）

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員（12名）

1 番	森	宏	子	2 番	山	本	優	作	
3 番	鈴	木	浩	二	4 番	片	山	陽	市
5 番	小	嶋	完	作	6 番	内	田	保	
7 番	石	垣	菊	蔵	8 番	服	部	光	男
9 番	藤	井	満	久	10 番	吉	原	一	治
11 番	榎	戸	陵	友	12 番	石	黒	充	明

欠席議員（なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町	長	石	黒	和	彦	副	町	長	高	田	順	平			
総	務	部	長	大	岩	幹	治	総	務	課	長	坂	口	増	和

税 務 課 長	内 田 純 慈	企 画 財 政 課 長	滝 本 功
建 設 経 済 部 長	滝 本 恭 史	厚 生 部 長	相 川 和 英
保 険 年 金 室 長	山 下 忠 仁	健 康 子 育 て 室 長	大 久 保 美 保
教 育 長	高 橋 篤	教 育 部 長	鈴 木 淳 二
学 校 教 育 課 長	鈴 木 和 芳		

5 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 中 達 也	書 記	松 本 満 砂
-------------	---------	-----	---------

[開会 9時32分]

○議長（石垣菊蔵君）

皆さん、おはようございます。

本日は、新年度早々での4月臨時町議会ではありますが、大変御多用の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、南知多中学校、授業もスタートし、生徒の皆さんには心休まる初の週末を迎えようとしております。

昨日、地元でスクールバスに元気に乗り込み、手を振る生徒を見送りました。

開校式典、そして悪天候での入学式ではありましたが、全ての関係者の皆様、大変御苦労さまでした。まだまだ諸問題や課題、多々あるかと思いますが、よりよい新中学校運営のため、よろしく願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案説明等のため、地方自治法第121条の規定により、町長はじめ関係職員の出席を求めましたので御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、法令を遵守し、常識と節度を持って議会運営に心がけてください。

ここで、発言する方に申し上げます。

3月定例町議会最終日でもお願いしましたマスク着用については、個人の判断に委ねることにしましたが、聞き取りにくい場合がありますので、発言時にはマスクを外し、発言をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石垣菊蔵君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において12番、石黒充明議員、1番、森宏子議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（石垣菊蔵君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 提出案件の概要説明

○議長（石垣菊蔵君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会議員の皆様におかれましては、公私とも大変御多用の中、御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、専決処分の報告について1件及び専決処分の承認を求めることについてをはじめ4議案でございます。

それでは、順を追って提出案件の概要を御説明申し上げます。

報告第1号の専決処分の報告につきましては、南知多町立日間賀小学校体育館内で発生した児童の転倒事故につきまして、損害賠償の額を決定し和解することにつき、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案第30号及び議案第31号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたこと等に伴い、南知多町税条例の一部を改正する条例及び南知多町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第32号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分

をしたもので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第33号は、令和5年度南知多町一般会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,949万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,349万6,000円とするものであります。

以上で、提出案件の概要説明を終わらせていただきます。

慎重御審議の上、円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（日間賀小学校体育館における児童の転倒事故））

○議長（石垣菊蔵君）

日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について（日間賀小学校体育館における児童の転倒事故））の件を議題といたします。

報告を求めます。

教育部長。

○教育部長（鈴木淳二君）

それでは、報告第1号 専決処分の報告について御説明を申し上げます。

データの3ページ、専決第1号を御覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解について。

南知多町立日間賀小学校体育館内で発生した児童の転倒事故について、損害賠償の額を決定し和解をするため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和5年3月30日付で専決処分を行いましたので御報告いたします。

その内容は、1. 相手方は記載のとおりです。

2. 事故の概要ですが、平成24年5月9日午前10時40分頃、日間賀小学校体育館において、放課時間中に当時小学校3年生の相手方児童が友人2人と追いかけてっこをしていたところ、床が雨漏りでぬれていたため、足を滑らせて転倒した際、顔面を床に打ちつけ、前歯の外傷性脱臼及び歯槽骨を骨折する事故となったものであります。

3の損害賠償の額及び和解の内容ですが、損害賠償の額は68万6,110円で、相手方に対し事故に係る治療費等として、この損害賠償の額を支払うことで示談が成立しております。

以上で報告を終わります。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって報告を終わります。

日程第5 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第5、議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第30号、専決処分の承認を求めます南知多町税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ11ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことなどに伴いまして、緊急に南知多町税条例を改正する必要性が生じました。同日、町税条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めなければならないからであります。

2の改正の主な内容です。

(1)の個人の町民税関係は、ア、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正で、附則第8条関係であります。

イ、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長する改正で、附則第17条の2関係であります。

(2)の固定資産税関係は、ア、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する機械・装置などの償却資産の導入に係る特例措置の創設に伴う改正で、附則第10条関係で

あります。

イ、地方税法附則第15条第2項第1号などの条例で定める割合、いわゆるわがまち特例の割合を追加する改正で、附則第10条の2関係であります。

長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る課税標準の特例3分の1を追加するものであります。

ウ、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する税額の減額措置の創設に伴う改正で、附則第10条の3関係であります。

エ、不均一課税による固定資産税の税率の特例の対象期間を2年延長する改正で、附則第10条の4関係であります。

次のページを御覧ください。

(3)の軽自動車税関係は、ア、軽自動車税の環境性能割に係る臨時的軽減措置であった非課税及び税率の軽減に係る規定の削除で、旧附則第15条の2及び附則第15条の6関係であります。

イ、排出ガス性能及び燃費性能に優れた軽自動車に対して、それらの性能に応じて種別割の税率を軽減するグリーン化特例の期限を延長する改正で、附則第16条及び第16条の2関係であります。

(4)の納付書等関係は、地方税法施行規則における納付書等の様式の新設に伴う改正で、第44条、第46条、第48条、第90条及び第93条関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は令和5年4月1日です。

(2)で固定資産税に関する経過措置、(3)で軽自動車税に関する経過措置について定めています。

提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点だけ具体的に教えてください。

土地の関係についてはこの前お聞きしましたので、軽自動車税についてお聞きします。

一方では廃止をし、削除をし、アですね。イでは、排出ガス性能及び燃料性能の優れた軽自動車に対して特例をすると。ちょっと条文を調べてみますと、3,900円を2,000円にするだとか6,900円を3,500円にするだとか、3,900円を3,000円にする、6,900円を5,200円にする、こういうふうな具体的な軽減措置があるわけですが、排出性能及び燃料性能に優れた軽自動車、これは自動車会社がそういうふう指定した自動車として判断するのか、具体的にどのような燃費性能、それから排出ガス性能を指標として持っているのか、もし分かれば教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

税務課長。

○税務課長（内田純慈君）

イのグリーン化特例の内容ですが、燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の軽自動車税種別割の税率を燃費性能等に応じて軽減する制度で、その期間を3年延長して令和8年3月31日までを取得期間とするものです。

令和3年度から適用対象の見直し、具体的には、適用対象を営業用自動車以外は電気自動車等に限定し、営業用自動車については令和12年度燃費基準への切替えを行った、この適用対象の見直しがされたため、令和4年度課税分ではグリーン化特例の適用の実績はないんですが、もう少し詳しく言いますと、電気自動車の場合は75%軽減、その他達成基準に応じて50%軽減、25%軽減、こういったものがあるというものであります。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第30号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

**日程第6 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税
条例の一部を改正する条例について）**

○議長（石垣菊蔵君）

日程第6、議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町都市計画税
条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大岩幹治君）

それでは、議案第31号 専決処分の承認を求めます南知多町都市計画税条例の一部を
改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データ28ページの提案理由の説明を御覧ください。

1の提案の理由です。

地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、
緊急に南知多町都市計画税条例を改正する必要性が生じました。同日、町都市計画税条例
の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしまし
たので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める必要があるからであ
ります。

2の改正の主な内容です。

(1)地方税法の一部改正に伴う字句の整理で、附則第2項から第6項まで及び第17項
関係であります。

3の施行期日等です。

(1)施行期日は、令和5年4月1日です。

(2)で経過措置について定めています。

なお、都市計画税につきましては、本町は平成15年度以降課税を停止しています。
提案理由の説明の次のページに新旧対照表をつけていますので、後ほど御確認ください。
い。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第31号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第7、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（南知多町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

厚生部長。

○厚生部長（相川和英君）

それでは、議案第32号 専決処分の承認を求めます南知多町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

データの33ページ、提案理由の説明を御覧ください。

1の改正の理由につきまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、緊急に南知多町国民健康保険税条例を改正する必要性が生じたので、同日、同条例の一部改正につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきまして議会へ報告し、その承認を求めます。

2の改正の主な内容につきまして、低所得に係る保険税軽減の基準額を改正するもので第23条関係であります。

これは、国民健康保険税の減額に関するもので、5割軽減及び2割軽減の基準額の算定方法の変更であります。

(1)としまして、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、43万円に加算する被保険者等の人数に乗すべき金額を、現行の28万5,000円から29万円に引き上げるものであります。

(2)としまして、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、43万円に加算する被保険者等の人数に乗すべき金額を、現行の52万円から53万5,000円に引き上げるものであります。

3の施行期日等につきましては、(1)施行期日は、令和5年4月1日から施行するものであります。

次のページを御覧ください。

(2)の経過措置につきまして、改正後の南知多町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

次のページ以降に新旧対照表を添付してありますので、後ほど御確認ください。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1つ教えてください。

5割軽減、2割軽減の幅が広がるということで賛成するわけですが、実績として、今までの対象者の中で救われるであろうという世帯はどれぐらいの世帯を予想しているのかと。今年についてはまだ今からですので分からないと思いますけど、これまでの実績としてどれぐらいの世帯が救われるかと。教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

保険年金室長。

○保険年金室長（山下忠仁君）

令和4年度の試算で、30世帯の方が軽減の判定に増となる予定でございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りいたします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第32号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第33号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第1号）

○議長（石垣菊蔵君）

日程第8、議案第33号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（高田順平君）

それでは、議案第33号 令和5年度南知多町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

データの41ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正、第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,949万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ74億6,349万6,000円とするものであります。

補正をお願いする内容でございます。

まず、歳出から説明いたします。

45ページを御覧ください。

3. 歳出であります。

3款民生費、2項児童福祉費、7目低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費は1,245万円の増額補正であります。

これは、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し特別給付金を給付することにより、その実情を踏まえ、生活の支援を行うものです。

県が支給する児童扶養手当等受給者以外で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯に対し、18歳以下の児童1人当たり一律5万円を給付するものでございます。

主な経費としまして、システム改修業務委託料163万4,000円及び給付対象者を212人と見込みまして、給付金1,060万円を計上するものでございます。

また、職員給与費15万3,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る職員の時間外勤務手当を計上するものでございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費は32万4,000円の増額でございます。

これは、若年がん患者の在宅療養における経済的負担の軽減を図るために、若年がん患者在宅療養支援事業補助金を新たに導入するものでございます。

次に、予防費は1億3,672万2,000円の増額補正でございます。

これは、新型コロナワクチン接種事業として令和5年春開始接種、秋開始接種を集団接種及び個別接種にて実施するために要する経費等でございます。また、職員給与費

1,710万4,000円は、新型コロナワクチン接種事業に係る職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当を計上するものでございます。

以上で歳出の説明を終わり、次に歳入の御説明を申し上げます。

戻りまして、44ページを御覧ください。

2. 歳入であります。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は1億627万6,000円の増額補正であります。

これは、歳出で御説明いたしました新型コロナワクチン接種事業費のうち、接種当日に係る経費など、ワクチン接種を行うことに対する負担金でございます。

次に、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は1,245万円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の事業費及び事務費に対する補助金でございます。

次に、3目衛生費国庫補助金は3,024万6,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明しました新型コロナワクチン接種事業費のうち、ワクチン接種体制の整備に対する補助金でございます。

次に、15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金は16万2,000円の増額補正でございます。

これは、歳出で御説明いたしました若年がん患者在宅療養支援事業に対する補助金でございます。

次に、19款1項1目繰越金は16万2,000円の増額補正でございます。

これは、今回の歳入歳出補正の財源調整としまして増額するものでございます。

次に、20款諸収入、4項3目雑入は20万円の増額補正で、新型コロナワクチン接種において、町外在住者分を南知多町内で接種した場合の費用に対する愛知県国民健康保険団体連合会からの収入でございます。

次に、補正予算給与費明細書について御説明申し上げます。

それでは、47ページを御覧ください。

右側の上段の表ア、会計年度任用職員以外の職員の表の最下段、比較の欄の職員手当を御覧ください。

職員手当1,725万7,000円の増額でございます。

これは、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る

職員の時間外勤務手当及び新型コロナワクチン接種事業に係る職員の時間外勤務手当及び管理職員特別勤務手当の増額でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（石垣菊蔵君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○6番（内田 保君）

1点だけ教えてください。

一番最後の新型コロナウイルス接種事業費として職員の時間外勤務手当が計上されております。1,515万7,000円、これの算定根拠というか、大体1人2時間ぐらいで何百人だとか、そういう形になると思いますが、これまでの実績に基づいた形で多分やられていると思うんですが、今回の算定の根拠について教えてください。

○議長（石垣菊蔵君）

健康子育て室長。

○健康子育て室長（大久保美保君）

集団接種40回分の接種事務、接種準備等で計上しております。

今までのものを計算しておりまして、月に20時間の12か月等で前回のを例に計算したものでございます。

○議長（石垣菊蔵君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りします。本件については、委員会付託、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

これをもって終了いたします。

これより議案第33号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（石垣菊蔵君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和5年第3回南知多町議会臨時会を閉会いたします。皆様、御苦労さまでした。

[閉会 10時06分]

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 石 黒 充 明

署 名 議 員 森 宏 子